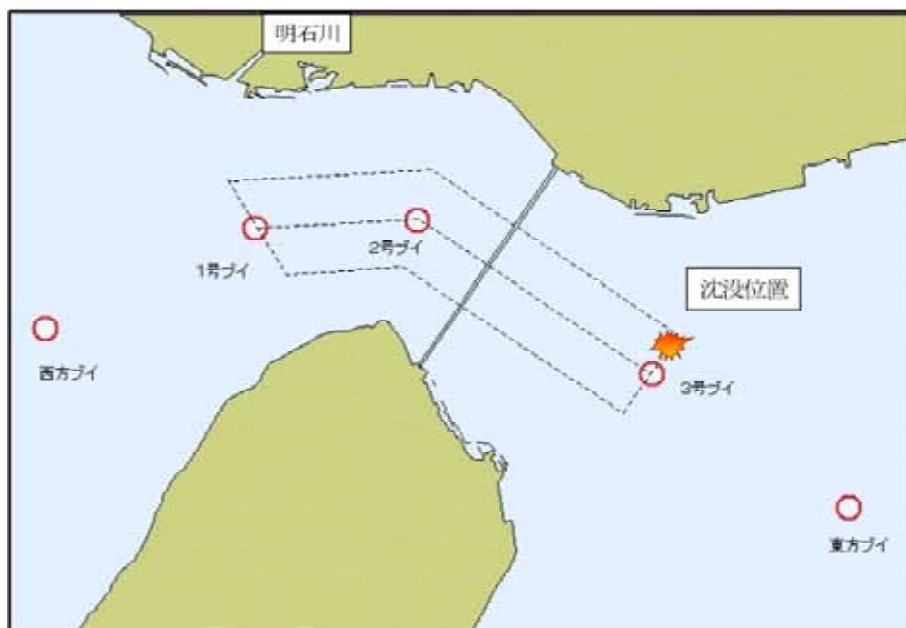


明石海峡船舶事故に伴う対応状況

1 事故の概要

- (1) 発生日時：平成20年3月5日(水)14時55分ころ
- (2) 発生場所：明石海峡大橋付近の海上
- (3) 事故概要：
 - ・船舶3隻が衝突
 - タンカー「オーシャンフェニックス」(2,948ト)
 - 貨物船「ゴールドリーダー」(ベリーズ船籍、1,466ト)
 - 貨物船「第五栄政丸」(496ト)
 - ・「ゴールドリーダー」が沈没し、重油が流出。
 - 〔乗組員9名：死者3名、行方不明者1名、負傷者5名〕

ゴールドリーダー号 沈没位置図



2 県の取り組み

(1) 初動対応

- 庁内関係課で構成する連絡本部の設置(3/5～)
- 県消防防災ヘリ等による情報収集(3/5)

(2) 海上での油防除対策

- 県所有船による油流出状況等の調査(3/5～)
- 県所有船舶4隻を使用した航走攪拌、吸着マット等による油回収(3/7～第五管区海上保安本部ほか関係機関と連携して実施)
- 実施場所：明石市地先ノリ漁場周辺ほか
- 回収量：55リットル、吸着マット使用：186枚

(3) 港湾等での油防除対策

明石港（明石市役所南側の護岸コーナーの一部）でオイルフェンス(60m)を設置し、油の漂着・拡散防止。吸着マット等で油回収（明石土木事務所）

回収量：208リットル、吸着マット使用：350枚

明石市に対するオイルフェンス（100m）の提供（大蔵海岸に設置）

(4) 周辺海域水質調査の実施

3月17日、25日の両日、事故現場近傍の7地点において水質調査を実施。油分等は検出されなかった。

(5) 海上自衛隊への災害派遣要請

沈没した「ゴールドリーダー」の船体調査のため、第五管区海上保安本部とともに、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき海上自衛隊呉地方総監に対して災害派遣要請

（3/13～17）

(6) 国への申し入れ

国土交通大臣、第五管区海上保安本部長に事故対策に関する緊急申し入れ(3/10)

事故原因の究明・再発防止、油防除措置、風評被害の防止等

国土交通大臣、農林水産大臣に、事故対策に関する申し入れ（3/18）

油防除措置、漁業被害等の確実な賠償、漁業経営支援等

農林水産副大臣への要望書の提出 [知事とも懇談] (4/25来県時)

漁業被害、油防除活動経費等の確実な賠償、水産業燃油高騰緊急対策の弾力運用

(7) 関係船舶所有者等への要請文の送付（4/21）

沈没船の引揚げを含めた油採取措置等に係る検討及び調査の早期着手等

送付先：ゴールドリーダー号の船舶所有者、ゴールドリーダー号のP I 保険

オーシャンフェニックス号の船舶管理者、第五栄政丸の船舶所有者

内 容：沈没船の引き揚げを含めた油採取措置等に係る調査の早期着手等

その他：五管本部、神戸市、明石市及び淡路市からも同内容、同時期に発送

沈没船から断続的に微量の油流出が続いていることから、船舶所有者が加入している保険会社がサルベージ会社に委託し、水中ロボットカメラ（ROV）を使い、漏れている箇所の確認調査(4/28～29)を実施したが、燃料湧出場所の特定には至らなかった。